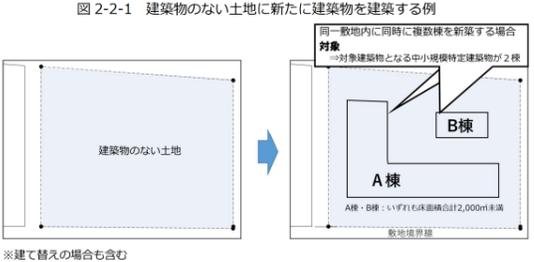
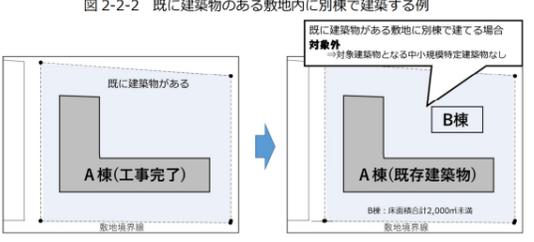


「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン（第1.0版）」の補足説明

「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン（第1.0版）」
（令和7年2月5日ホームページ掲載）

項目	補足説明	補足説明															
<p>「新たに建設又は新築」を判断するときの「敷地」 <令和7年3月4日記載> <令和7年9月5日記載></p>	<p>第1部 第3章 用語の定義（6ページ）</p> <table border="1" data-bbox="569 428 1762 474"> <tr> <td>敷地</td> <td>建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地をいう。</td> </tr> </table> <p>第2部 第2章 1 対象建築物（2）新たに建設又は新築（12ページ）</p> <p>建築確認申請における「新築」であるものとする。対象事業者（P16参照）が建築確認申請における扱いを確認し、新築以外の場合は対象外である。図2-2-2のように、既に建築物のある敷地内に別棟で建築（建設）する場合は本制度では対象外となる。</p> <p>図2-2-1 建築物のない土地に新たに建築物を建築する例</p>  <p>※建て替えの場合も含む</p> <p>図2-2-2 既に建築物のある敷地内に別棟で建築する例</p> 	敷地	建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地をいう。	<p>本制度における「敷地」とは、建築基準法施行令第1条第1号に規定する建築確認申請時の設定敷地をいう（温対条例第25条）。<u>一団地及び連坦建築物設計制度の認定を受ける場合においては、いわゆる仮想敷地をいい、一の敷地とみなされる区域ではないことに注意すること。</u></p> <p>図2-2-1及び図2-2-2のB棟は、例えばA棟の附属建築物など用途が不可分な建築物。</p> <p><以下、令和7年9月5日追記></p> <table border="1" data-bbox="2131 814 2736 1100"> <thead> <tr> <th>敷地条件</th> <th>工事種別※</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一団地等の認定あり</td> <td>新築</td> <td>対象</td> </tr> <tr> <td>増築 (用途上不可分な建築物の)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一団地等の認定なし</td> <td>新築</td> <td>対象</td> </tr> <tr> <td>増築 (用途上不可分な建築物の)</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工事種別：建築計画概要書等より</p> <p>【9. 工事種別】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>移転 <input type="checkbox"/>用途変更 <input type="checkbox"/>大規模の修繕 <input type="checkbox"/>大規模の模様替</p> <p>対象</p>	敷地条件	工事種別※	対象	一団地等の認定あり	新築	対象	増築 (用途上不可分な建築物の)	対象外	一団地等の認定なし	新築	対象	増築 (用途上不可分な建築物の)	対象外
敷地	建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地をいう。																
敷地条件	工事種別※	対象															
一団地等の認定あり	新築	対象															
	増築 (用途上不可分な建築物の)	対象外															
一団地等の認定なし	新築	対象															
	増築 (用途上不可分な建築物の)	対象外															
<p>「経過措置」 <令和7年3月4日記載></p>	<p>第2部 第2章 1 対象建築物 表2-2-1（11ページ）</p> <p>表2-2-1 対象建築物（n年度）</p> <table border="1" data-bbox="1083 1312 1573 1816"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象建築物となる中小規模特定建築物（n年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象建築物となる中小規模特定建築物</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 確認済証の交付日がn年度^(a)内の建築物 市内において新たに建設又は新築^(b)する床面積の合計（1棟ごと）^(c)が2,000㎡未満の建築物 建築事業者が自ら当該工事を行う建築物^(d) 次の対象外の建築物^(e)に該当しない建築物 </td> </tr> <tr> <td>対象外の建築物^(f)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 建築物省エネ法第18条^(g)第3号に該当する建築物^(h)（仮設建築物） 【経過措置】令和7年3月31日までに確認申請等を行う建築物⁽ⁱ⁾（申請日で判断する。） </td> </tr> <tr> <td>（参考）上記を踏まえ、例えば右のいずれかに該当する場合も対象外</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> * 市外の建築物 * 床面積の合計（1棟ごと）が2,000㎡以上 ⇒ 制度1の対象建築物の可能性あり * 増築、改築、大規模修繕、模様替えをする建築物 * 確認済証発行後、建築確認を取り下げた建築物 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和7年4月1日に「第20条」に改正</p>		対象建築物となる中小規模特定建築物（n年度）	対象建築物となる中小規模特定建築物	<ul style="list-style-type: none"> 確認済証の交付日がn年度^(a)内の建築物 市内において新たに建設又は新築^(b)する床面積の合計（1棟ごと）^(c)が2,000㎡未満の建築物 建築事業者が自ら当該工事を行う建築物^(d) 次の対象外の建築物^(e)に該当しない建築物 	対象外の建築物 ^(f)	<ul style="list-style-type: none"> 建築物省エネ法第18条^(g)第3号に該当する建築物^(h)（仮設建築物） 【経過措置】令和7年3月31日までに確認申請等を行う建築物⁽ⁱ⁾（申請日で判断する。） 	（参考）上記を踏まえ、例えば右のいずれかに該当する場合も対象外	<ul style="list-style-type: none"> * 市外の建築物 * 床面積の合計（1棟ごと）が2,000㎡以上 ⇒ 制度1の対象建築物の可能性あり * 増築、改築、大規模修繕、模様替えをする建築物 * 確認済証発行後、建築確認を取り下げた建築物 	<p>本制度における「経過措置」は、令和7年3月31日までに確認申請を行う建築物（申請日で判断）であり、本制度の対象外（報告書への記載は不要）である。</p> <p>なお、<u>令和7年3月31日までに確認申請を行う建築物（申請日で判断）で、令和7年4月1日以降に確認済証が交付される場合も「経過措置」に該当する。</u></p>							
	対象建築物となる中小規模特定建築物（n年度）																
対象建築物となる中小規模特定建築物	<ul style="list-style-type: none"> 確認済証の交付日がn年度^(a)内の建築物 市内において新たに建設又は新築^(b)する床面積の合計（1棟ごと）^(c)が2,000㎡未満の建築物 建築事業者が自ら当該工事を行う建築物^(d) 次の対象外の建築物^(e)に該当しない建築物 																
対象外の建築物 ^(f)	<ul style="list-style-type: none"> 建築物省エネ法第18条^(g)第3号に該当する建築物^(h)（仮設建築物） 【経過措置】令和7年3月31日までに確認申請等を行う建築物⁽ⁱ⁾（申請日で判断する。） 																
（参考）上記を踏まえ、例えば右のいずれかに該当する場合も対象外	<ul style="list-style-type: none"> * 市外の建築物 * 床面積の合計（1棟ごと）が2,000㎡以上 ⇒ 制度1の対象建築物の可能性あり * 増築、改築、大規模修繕、模様替えをする建築物 * 確認済証発行後、建築確認を取り下げた建築物 																